

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和5年2月28日 14時00分
茨城県神栖市波崎7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
神栖庁舎 研究本館1階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和5年2月28日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

業 務 仕 様 書

1. 件 名 神栖庁舎構内緑地草刈その他業務
2. 業務目的 本業務は当庁舎構内緑地について、草刈並びに生垣及び低木の剪定を行い、所内の緑地管理、安全管理及び環境保全を図ることを目的とする。
3. 業務場所 茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 業務期限 令和 5 年 1 1 月 3 0 日
5. 業務内容 (1)除草作業
別紙図面に示す緑地の草刈り及び草取りを行うこと。なお、建物施設や周囲の構造物（室外機や壁面）及び構外道路境界線付近及びフェンス付近に生えている草や絡まっているツルやツタも取り除くこと。
除草面積：35,120 m²

(2)生垣及び低木の剪定
別紙図面に示す生垣及び低木の剪定を行うこと。
生垣 高さ 0.75 m以上 1.50 m未満 97 m

低木 高さ 1.50 m未満 105 m²
1.50 m以上 2.50 m未満 50 m²

(3)樹木の剪定
別紙図面の構外道路に沿って植樹されている構内樹木のうち、枝や葉が構外へ延びている樹木について剪定を行うこと。
数量 幹周り 60cm 未満 50 本程度

(4)伐採樹木の撤去
当所職員が伐採した樹木（約 50 m³）を撤去すること
6. 業務回数 以下に示した期間中に業務を行うこと。
①令和 5 年 5 月 1 0 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで 上記 5. (1) (2) (4)

②令和 5 年 7 月 1 8 日から令和 5 年 8 月 1 8 日まで 上記 5. (1) (3)

③令和 5 年 1 0 月 2 日から令和 5 年 1 0 月 2 7 日まで 上記 5. (1) (2)

※③の期間には当庁舎一般公開が予定されており、その場合開催当日以前に業務を実施する必要があるため、開催日程次第で上記業務期間が変更となる可能性があることを申し添える。

※業務実施日は当庁舎開庁日（土日祝日以外）を基本とする。ただし、やむを得ない事情により閉庁日にも実施を希望する場合は、担当職員に事前に相談のうえ調整すること。

7. その他

(1) 検査

各業務期間の最後には、当所職員による立会検査を実施するものとする。また各期間作業完了時には作業中の写真等を納めた作業報告書を1部提出すること。

(2) 廃材及びゴミ等

本業務の中で刈り取った雑草、枯れ葉及び枝等、また作業開始前の業務場所周辺に落ちているゴミ（落枝、空き缶、ペットボトル、紙くず等）は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処分し、構内環境の美観を損なわない様に業務を完了すること。

また作業期間が複数日に及ぶ場合、風雨等により飛散することのないよう、請負業者において適切な処置を施すものとする。

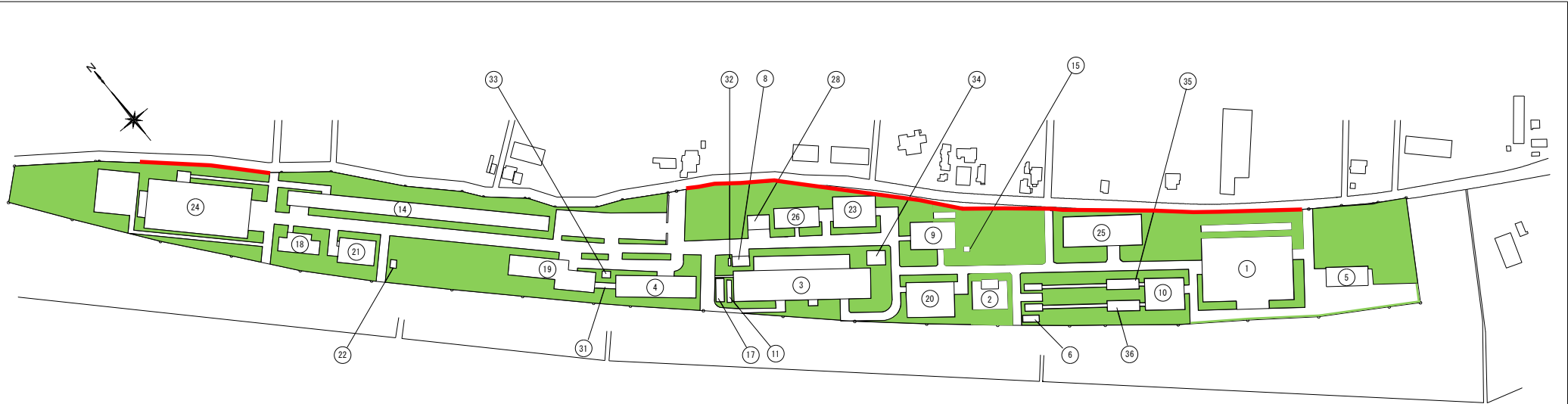
(3) 業務用水・電力等

本業務に必要な水・電力等は、担当職員と打合せのうえ必要があれば構内施設から無償で使用できるものとする。

(4) 庁舎施設、器物等の破損防止

担当職員と打合せのうえ、庁舎施設、器物等及び職員、その他の者に対するの損害を防止するものとする。また、庁舎施設、器物等及び職員、その他の者に対して損害を与えた場合には、直ちに担当職員へ報告し、その損害について賠償するものとする。

(5) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

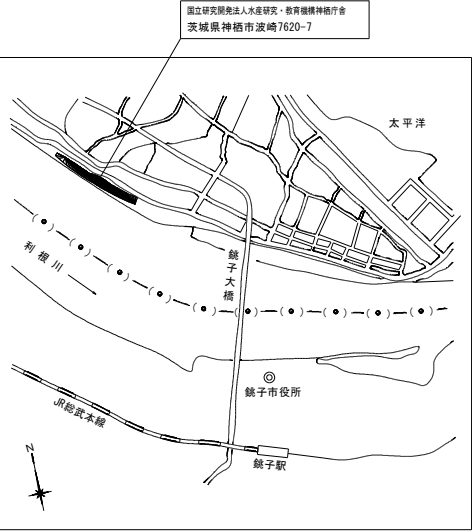


草刈箇所

高木剪定箇所

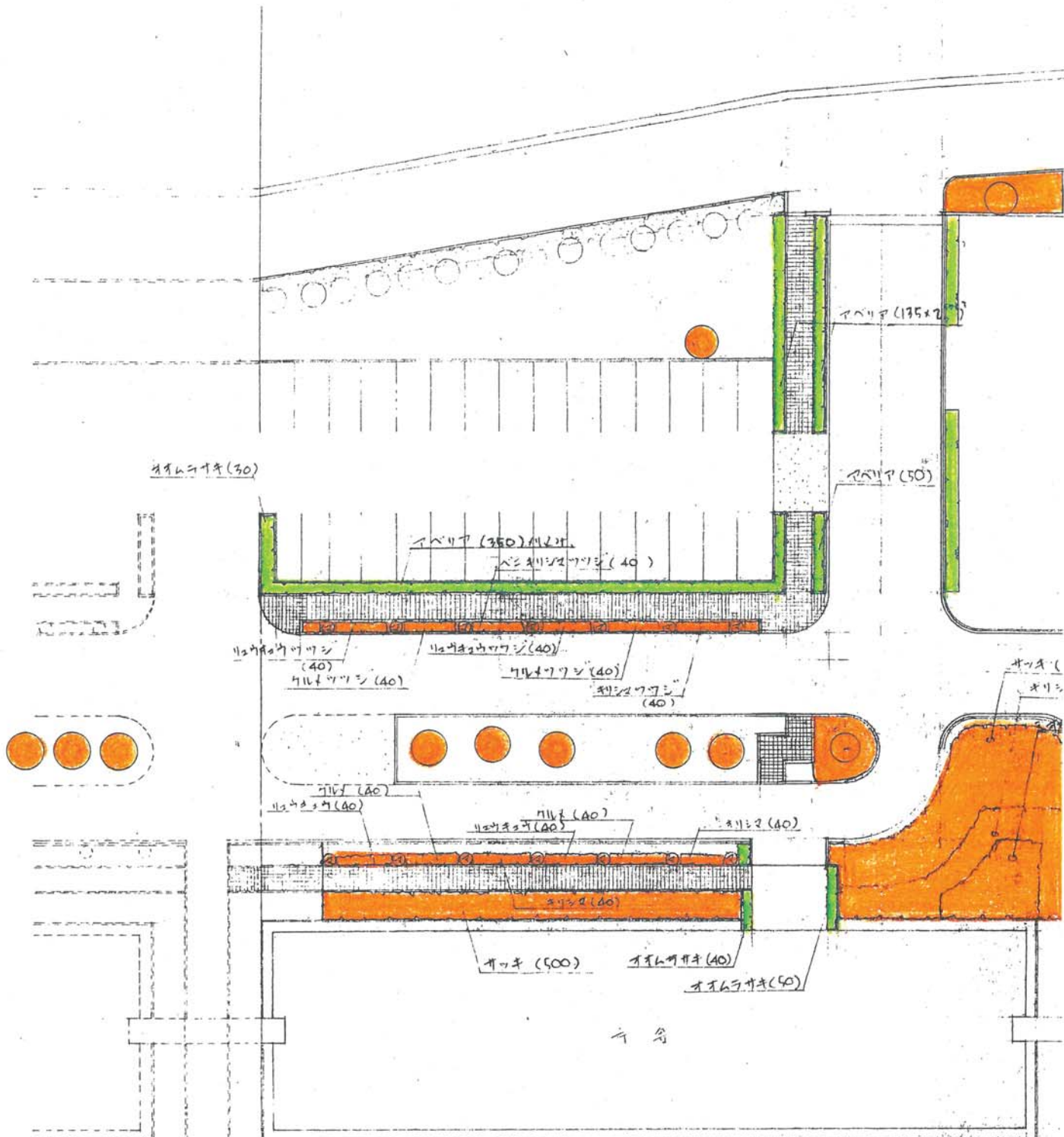
配置図

敷地面積 70,599.19㎡											
番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡	番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡	番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡
①	波浪平面水槽実験棟	S-1 RC-2	2,918.24 3,054.14	⑩	欠			⑩	欠	S-1	35.70 35.70
②	給水棟	CB-1	87.27 87.27	⑪	工作室	S-1	35.29 35.29	⑪	倉庫	S-1	16.06 16.06
③	増養殖水理実験棟	S-1 RC-1	2,721.36 2,952.14	⑫	回流水槽実験棟	RC-2	369.06 647.54	⑫	倉庫	S-1	27.88 27.88
④	研究本館	RC-2	793.65 1,539.43	⑬	研究管理棟	RC-2	941.29 1,617.07	⑬	天日飼育棟	S-1	133.25 133.25
⑤	土質実験棟	S-1	376.33 376.33	⑭	測器電子機器実験棟	S-2	526.40 887.82	⑭	観測室(1)	S-1	158 158
⑥	三次処理浄化施設	CB S-1	6.75 6.75	⑮	機械実験棟	RC-1	471.84 471.84	⑮	観測室(2)	S-1	158 158
⑦	欠			⑯	危険物倉庫	CB-1	14.60 14.60				
⑧	車庫	S-1	44.00 44.00	⑰	魚群行動実験棟	S-1 RC-2	532.17 732.06				
⑨	生物環境実験棟	S-1	708.00 708.00	⑱	海洋工学総合実験棟	S-2 RC-2	2,261.34 2,406.54				
⑩	漁港水理実験棟	S-1 RC-1	755.40 755.40	⑲	漁業資材物性実験棟	RC-1	833.32 833.32				
⑪	自転車置場	S-1	16.00 16.00	⑳	光電波応用実験棟	RC-1	447.76 447.76				
⑫	欠			㉑	欠						
⑬	欠			㉒	欠						
⑭	漁船推進性能実験棟	S-1 S-2	1,737.08 1,904.79	㉓	車庫	S-1	67.45 67.45				
⑮	餌料培養室	S-1	19.44 19.44	㉔	欠						
				㉕	欠			計		延面積 ㎡	17,212.93 20,153.87



案内図

工事名	神栖庁舎構内草刈その他業務	図面番号	/
	除草箇所		S-N, S
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 神栖庁舎			



生垣及び低木剪定箇所

- 生垣
- 低木